

令和6年（ネ）第5023号

国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） 伊藤 時男

被控訴人（一審被告） 国

## 意見陳述書

令和7年2月3日

東京高等裁判所第1民事部 御中

控訴人 伊 藤 時 男

### 1 はじめに

東京地方裁判所の裁判官は、私が40年入院したのは病気や家族のせいだから仕方がないと言いました。また、私自身が入院を選択していたから長期入院も仕方がないとも言いました。精神障害のある人は、病院で暮らすのが当たり前だと言われているようで、とてもショックでした。

### 2 精神疾患に対する偏見

東京地方裁判所の裁判官は、私に妄想などの症状があったことを言うばかりでしたが、私は入院後2週間か3週間くらいで妄想は消えていました。

入院中、精神疾患の調子が悪いときもありましたが、それは40年のうち、ほんの数えるほどでした。むしろ、入院している期間の大半は、調子は悪くなく、長年、院内作業や院外作業をしていました。

それにもかかわらず、東京地方裁判所の裁判官は、調子がいいときのこととは全く触れず、調子の悪いときばかりを取上げました。

精神疾患があると、調子の悪いときのことばかりに注目されてしまい、

まるで、いつも問題行動を起こすような人、というような偏見の目で見られてしまいます。

東京地方裁判所の裁判官は、同じように、そのような偏見の目で私を見ているのだと感じ、とても残念に思います。

### 3 家族が消極的であれば退院できなくても仕方ないという先入観

また、東京地方裁判所の裁判官は、私の家族が退院に消極的だったことが理由で退院できなかったということに、何の疑問も持たなかったようです。

私は、尋問でもお話しましたが、病院からは「うちの人がいい」って言えば退院させてやると言われ、家族からは「病院がいい」って言えば退院させてやると言われていました。なんかかみ合わないな、どうしようもないなと思いました。それで、うちの人も病院も「退院していい」と言わないので、私は退院できませんでした。

私自身の退院のことなのに、家族の意見で決められてしまうのです。

裁判所は、このような理不尽なことを正しいと考えているのでしょうか。

このような理不尽なことがまかりとおってしまうことを、恐ろしく思います。

### 4 自分の選択であるという不合理な判断

さらに、東京地方裁判所の裁判官は、長年入院していたのは私が選択したからだと考えたようです。尋問において、入院している方が楽だという気持ちになっていたということですか？という質問に、「そういうものもあります。」と私が答えたことが理由のようです。しかし、それは明らかな誤解です。

精神病院での入院には自由がありません。起床、就寝、食事など、すべて病院で決められた時間どおりに生活しなければなりません。病院の許可がなければ外出もできません。私は、父親が亡くなったことも知らされず、

葬式に参加することもできませんでした。

まさに「かごの中の鳥」でした。

誰が、好き好んで、このような精神病院での生活を選ぶでしょう。

私は、何十年も精神病院で入院しているうちに、退院したって、手に職もないし仕事をするともできなければ家もないので、社会に出ても役に立たない、社会でやっていく自信がないという気持ちになっていました。ですから、尋問のときに、入院当時、入院している方が楽だという気持ちがあったか？と聞かれ、そういうのもあったと答えました。

しかし、入院を自分で選んだという気持ちは少しもありませんでした。

もし、入院当時、社会に戻っても生きていくことができると教えてくれる人がいれば、家族や病院の言いなりにならなくてもよいと教えてくれる人がいれば、あるいは、退院した後の生活を支えてくれる人がいれば、私は、まっさきに退院することを選びました。

## 5 まとめ

精神疾患があると、閉じ込められても仕方がないのでしょうか。

精神疾患があると、家族のいうことをきかないといけないのでしょうか。

何十年も入院させられ退院できなかったことは、自信がなくなった私のせいのでしょうか。

私と同じような人はたくさんいます。退院できないことを嘆いて自ら死を選んだ入院患者さんも見してきました。それは決して精神疾患のせいではありません。

この国の精神病院のしくみがどれだけおかしいものであるか、改めて考えていただきたいです。

以上